

改正

昭和51年10月9日条例第25号

平成17年3月23日条例第12号

志木市文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、志木市の区域内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁(りょう)その他の名勝地で、我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、我が国にとって学術上価値の高いもの
- (5) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

(市民等の心構え)

第3条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、それを公共のために大切に保存するとともにできるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。

3 市は、この条例の実施に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(設置)

第4条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により、志木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に志木市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第5条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第6条 審議会は、委員5人をもつて組織する。

(委員の委嘱)

第7条 委員は、文化財に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第9条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(指定)

第11条 教育委員会は、市内にある文化財のうち重要なものを志木市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の指定をするには教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者又は権原に基づく占有者の同意を得なければならない。

3 無形文化財の指定に当たっては、その文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。）を認定しなければならない。

4 第1項の指定及び前項の認定をするには教育委員会はあらかじめ審議会の同意を得なければならない。

（解除）

第12条 指定文化財が市の区域内に所在しなくなつたとき、又は指定文化財としての価値を失つたときは、その指定を解除することができる。

2 指定文化財が県又は国の指定をうけたときは、当該指定の日から市の指定は、その効力を失うものとする。

（所有）

第13条 指定文化財の所有者は、この条例及び教育委員会の指示に従い指定文化財を管理しなければならない。

2 指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、他の適当なものにこれを管理させることができる。この場合にあつては、速やかに教育委員会にその旨を書面で届け出なければならない。

3 教育委員会は、指定文化財について所有者が判明しない場合又は所有者による管理が困難若しくは不相当と認められる場合は、所有者の同意を得て適当な管理団体を指定し、又は自ら管理団体となつてこれを管理することができる。

4 管理団体が行う管理に要する費用は、管理団体の負担とする。

（管理者の変更届出）

第14条 所有者又は管理者若しくは管理団体（以下「管理者」という。）が変更したとき、又は名称住所等を変更したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（補助）

第15条 指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市はその経費の一部に充てるため予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し、必要な事項を指示するとともに必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督をすることができる。

（現状変更の制限）

第16条 指定文化財の管理者が当該指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合においてその許可の条件として同項の現状変更に関し、必要な指示をすることができる。

(修理の届出)

第17条 指定文化財を修理しようとするときは、管理者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の修理について教育委員会は、技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第18条 教育委員会は、指定文化財の管理者に対して教育委員会の行う公開の用に供するため、指定文化財の出品を勧奨することができる。

(調査及び報告)

第19条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定文化財の管理者に対し、その文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、管理者又は権原に基づく占有者の同意を得て、その文化財を調査することができる。

附 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第12号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定（「民俗芸能」の次に「、民俗技術」を加える部分に限る。）及び同条に1号を加える改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

(委員に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の志木市文化財保護条例第4条に規定する文化財保護委員である者は、別に辞令を用いなくて、施行日に審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

(志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第3条 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和53年志木市条例第10号）の一部を  
次のように改正する。

〔次のよう〕略